## 預貯金等、保有資産に係る提出書類について

複数の口座をお持ちの場合は、その**すべての通帳の写しが必要**です。 (<u>本人および配偶者が所持しているものすべて</u>)

※生活保護を受給している人は、通帳の写しの提出は不要です。 ※預貯金等の資産に含まれるものとは、資産性があり、 換金性が高く、価格評価が容易なものです。

※多額の引き落としがある場合は、使い道の確認や追加資料の提出をお願いすることがあります。ま た、提出書類の不足等により保有資産の確認が十分に取れない場合には、金融機関へ保有資産の照会 をすることがあります。金融機関へ照会をすると、負担限度額認定の決定までに通常より時間がかか ることがあります。

C C

例)短期間に口座から一括あるいは複数回で数十万円が引き出されている 普通預金の写しはあるが、定期預金の残高の有無を確認できる書類がない など

【提出先】 〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢1020番地 日高市役所 長寿いきがい課 介護保険担当(|階⑤番窓口)

申請時に確認が必要な資産一覧	(A~F)	提出書類	チェック欄 ☑ 提出前に書類の ご確認をお願いいた します
A 預貯金等 ( <b>定期預金、定期積金含む)</b>		銀行口座等通帳の写し	
○○銀行○支店 名義 ヒダカ 知り 5.7.15 ネンキン 150,000 400,000 5.7.22 ATM 20,000 380,000		・通帳の表紙を開いた   ページ目 (銀行、支店、口座番号、名義人が確認で きるページの写し)	
		・最新の年金の振り込みが確認できるペー ジの写し (年金収入がある場合)	
		・残高が記載されているページの写し(2 か月程度前までの出し入れがわかる部分) 記帳をしていただき、最新の残高までがわ かるものの写しをご提出ください。	
		・定期預金の預かり残高がわかるページの 写し 定期預金が0円であっても定期預金がない ことを確認するために、写しのご提出をお 願いいたします。	
B 現金 提出書類はあり	)ません。介詞	ご自身で管理されている現金 獲保険負担限度額認定申請書の預貯金等に 負債を含む)」欄へご記入ください。	
以下のC~Fの資産をお持ちの場合は、必要書類を添付してください			
	株式、国債などの会社名、銀行名や名義のわかる部分と株数・評価額のわかる部分の写し(ウェブサイトの写しも可)		
D 投資信託 銀行、信託銀行 (ウェブサイ)		等の口座残高の写し	
E 時価評価額が 容易に把握できる 貴金属 (金、銀など) 購入先の銀行等			
F 負債 (借入金、住宅 ローンなど) 金融消費貸借割 (預貯金等の名		写し し引くことができます)	